

# 鹿児島城山ライオンズクラブ会則

(名称・性格)

第1条 本クラブは、鹿児島城山ライオンズクラブと称し、ライオンズクラブ国際協会(以下国際協会という)のチャーターを受け、その管理下にある団体である。

(目的等)

第2条 本クラブに目的、スローガン、モットーおよび紋章は、国際協会会則の定めるところによる。

(事務所)

第3条 本クラブは、事務所を鹿児島市におく。

(会員の分類)

第4条 本クラブ会員は次の如く分類する。

〔1〕正会員

本会則の定めるところにより、本クラブ会員としてのすべての権利を有し義務を負う。

〔2〕不在会員

正会員で、傷病または継続する業務上その他の支障により、例会への出席が困難である場合、本人の申請があったときは、理事会はこれを不在会員とし、例会出席の義務を免除することができる。

上記認定は6ヶ月間有効とする。ただし同一理由がなお継続する場合には、本人の申請にもとづき、理事会はその期間を6ヶ月延長することができる。

〔3〕優待会員

通算15年以上ライオンズクラブに在籍した会員で、傷病、高齢その他やむをえない事情により、正会員たる地位を放棄したい意向を表明した場合には、理事会はこれを優待会員とし、例会出席の義務を免除することができる。

〔4〕終身会員

国際協会会則および付則第1条(e)に定めた資格を持つにいたったときは、本人が申し出た場合に限り、会長は理事会の議を経て国際協会に終身会員の候補として推薦することができる。国際協会の承認があったときは、当該会員は終生本クラブ会員の正会員と同一の特権を有する、ただし、終身会員になる為の付則第1条会員(e)終身会員(b)に定める費用は本人の負担とする。(平成26年5月28日 第958回例会にて改定)

なお、年会費はクラブ事業費及び地区負担金を理事会で定めた金額とする。

第5条 本クラブへ入会するには、本クラブの招請によらなければならない。

2 被招請者のせん衡基準は、次の通りとする。

〔A〕被招請者は、鹿児島市またはその隣接地域に生活上または職業上の本拠を有する成年であって、地域において相当の地位と高い声望を有するものでなければならない。

〔B〕被招請者の職種は、特に必要のある場合を除き、既存会員の職種とでき得る限り重複しないよう留意しなければならない。

〔C〕招請による入会については、付則の定めるすべての手続きを経なければならない。

〔D〕他のライオンズクラブの会員で終身会員以外は、同時に本クラブへ入会することはできない。また、ライオンズクラブと同じような性格を持った他の団体の会員も同時に本クラブへ入会することはできない。

#### （再入会）

第6条 かつて本クラブの会員であった者が、退会の日より6ヶ月以内に再入会を申し出たときは、前条の規定にかかわらず、理事会はこれを許すことができる。

#### （転籍会員）

第7条 他のライオンズクラブの会員が、転居その他の事情のために、本クラブに転籍を希望したときは、現に所属するクラブの推薦がある場合、または、前クラブを退会してから、6ヶ月以内で、前に所属したクラブの推薦がある場合に限り、理事会の議を経て入会を許すことができる。本クラブの会員が転勤等により後任者を交代する場合も、同様とする。

#### （入会金）

第8条 前3条による入会者は、付則に定める入会金を納入しなければならない。

#### （会費）

第9条 すべての会員は、クラブ幹事から請求された会費を、指定された日までに、納入しなければならない。

#### （臨時賦課金）

第10条 会員に対し、前2条に定めるもの以外に金銭上の負担を課する場合には、例会の決議を必要とする。ただし自発的な任意の寄附を求める場合はこの限りではない。

#### （退会・転籍）

第11条 会員が退会しようとするときは、その理由を具し、かつ退会後は、ライオンズクラブの名称、紋章等を使用しない旨の誓約を含む、退会届を提出しなければならない。

2 会員が転居その他やむを得ない事業により、他のライオンズクラブに転勤を希望する場合は、会長は、理事会の議を経て、その手続きをとることができる。

3 前2項によって退会するときは、本クラブに対する一切の債務を清算しなければならない。

#### （会員の除籍等）

第12条 正会員、不在会員及び優待会員が、次の次号の1つに該当するときは理事会は、その特別決議をもって、これを除籍することができる。

〔1〕 会費を納入期限後も滞納し、かつ数次の催告にもかかわらず、これを納入しないとき。

〔2〕 正当に理由がないのに、連続4回以上にわたり例会を欠席し、数次の出席勧告を受けてもなお応じないとき。

〔3〕 ライオンたる品位を汚す非行があり、ライオンズクラブの名誉を失墜したと

き。

- 2 終身会員が前項各号の該当するときは、会長は、理事会の特別決議を経て、自発的な善処を求めることができる。

#### ( 役 員 )

- 第13条 本クラブに役員として、会長、前会長、第一、第二、第三副会長、幹事、会計、ライオンテーマー、およびテールツイスター、それぞれ1名並びに理事若干名を置く。
- 2 前会長以外の役員は、正会員中より例会において選任する。
  - 3 役員の任期は7月1日より、翌年6月30日までとする。ただし任務終了後も後任者が決定しないときは、その間、それぞれの職務を代行するものとする。
  - 4 役員は無報酬とする。

#### (会長・副会長)

- 第14条 会長はクラブを代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長の補佐に任ずるほか、付則の定めるところにより、運営および事業委員を分担し、管掌し、かつ会長に差支えがあるときは、その順位に従って、会長の職務を代行する。

#### ( 前 会 長 )

- 第15条 前会長は、付則で定める委員により、接待委員会・指導力開発委員会を構成し、その委員長となり、来賓および会員を公式に歓迎するとともに、指導力開発プログラムを作成し会員の指導力の養成につとめる。なお、指名委員会の長となる。

#### ( 幹 事 )

- 第16条 幹事は、会長の意をた承けて、会計の担当する事務を除く会計一般の処理をする。特に下記事項の実施の責任を負う。
- 〔1〕 国際協会に対する定例の会務、会計報告
  - 〔2〕 地区ガバナーに対する所定の報告および会議等への協力
  - 〔3〕 例会、理事会の議事録、会員名簿その他必要な文書、記録の作成保管
  - 〔4〕 会費の徴収

#### ( 会 計 )

- 第17条 会計は、予算案の編成、予算の実施、資金の管理・出納、その他クラブ会計事務を掌理する。
- 2 会計は、理事会に対しては毎月末日付、例会に対しては、半期ごとの（12月末、6月末）会計報告書を提出する。

#### (ライオンテーマー)

- 第18条 ライオンテーマーは、会合のための備品の整備に任じ、例会その他の会合に際し、会場の設営および会合の秩序等の維持につとめる。新入会員の着席場所に留意し、会の雰囲気慣れるように配慮する。

#### (テールツイスター)

- 第19条 テールツイスターは、例会その他の会合において、機智をユーモアで出席した会員に対するファインまたはドネーションの要請を通じて会合の友好・活気を

もたらし、かつ会員の親睦・融和に資することを、その債務及び権限とする。

(役員選任)

第20条 役員選任の手続は、付則の定めるところによる。

(役員補充)

第21条 役員が任期中に欠けた場合における補充の手続は、付則の定めるところによる。

(例会)

第22条 本クラブは、毎月2回、付則の定める日時・場所において例会を開く、ただし特別の事情のあるときには会長は理事会の議を経て、その日時・場所を変更することができる。

- 2 会長は、特に必要がある場合は、理事会の議を経て、臨時に例会を召集することができる。

(召集通知)

第23条 議決を要する案件を例会に上程する場合または臨時に例会を召集する場合には、会長は少なくとも7日前に、その日時・場所・議案及び議案の説明を記載した書面を会員に配布または発送しなければならない。

(議事運営)

第24条 例会は、会員の過半数が出席しなければ、議決することができない。

- 2 例会の議長は、会長がこれに当る。
- 3 議事は、出席者の過半数の賛成によって決する。ただし特別議決の場合は3分の2を必要とする。

(理事会)

第25条 理事会は、全役員をもって構成する。

- 2 理事会は、毎月1回、臨時の必要がある場合は、その都度、会長がこれを召集する。
- 3 召集の通知書には日時・場所を記載し、少なくとも3日前に、構成員に配布または発送しなければならない。ただし緊急の場合は、この限りではない。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会は、構成員の過半数が出席しなければならない、議決することができない。
- 6 議決は、過半数（ただし特別議決の場合は3分の2）を必要とし、可否同数の場合は、会長の決することによる。

(理事会の権限)

第26条 理事会は、会則および付則の定める事項のほか、重要な一切の会務につき、審議・決定するものとする。

- 2 会務の内、緊急の処理を要する事項については、会長がこれを専決し事後、理事会に報告する。
- 3 理事会は、年2回または必要と認めるときには随時、本クラブの会計について監査を受ける。  
またクラブの資金等につき会計報告を求め、あるいは監査を受けさせることができる。

(元会長・幹事会議)

第27条 会長は、必要がある場合、前、元会長の参集を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会)

第28条 本クラブは、会則に定める運営および、事業のため、付則に定めた常置委員会を設置する。

2 会長は、必要がある場合、理事会の議を経て臨時に委員会を設置することができる。

3 委員会は、委員長・副委員長各1名および委員若干名をもって構成し、いずれも会長によって委嘱され、その任期は常置委員会にあつては当該事業年度、特設委員会にあつてはその目的達成の時(ただし当該年度を越えない)とする。

4 委員会は、理事会の策定する方針に従い、その管理下において、クラブの運営または事業に関し、調査・企画・立案・建議および実行の任に当る。委員会の任務、権限に疑義を生じたときは、会長の裁断に従う。

5 会長、幹事、会計およびライオンテーマー、テールツイスターは、各委員会に出席し、意見を述べることができる。

副会長は担当委員会に出席し意見を述べるすることができる。理事は、その担当委員会の構成員となる。

(中立性の保持)

第29条 本クラブは、政治運動および宗教活動をしなない。

2 会員は、例会その他、正規の会合においては、下記の行為をしてはならない。

[1] 公職選挙の候補者のための選挙運動をすること。

[2] 特定の一党一派の政策・綱領等を支持し、または排撃すること。

[3] 特定の宗教的立場に立って、宗教を布教し、または特定宗教を論難すること。

(会計原則)

第30条 すべての支出および負債負担は、原則として、理事会の承認を経た予算内で行なわれなければならない。

2 予算外の支出および債務負担は、理事会の承認を必要とする。

3 本クラブの取引銀行は、理事会において決定する。

(地区大会への参加)

第31条 本クラブは、所属する地区および複合地区の年次大会に、それぞれ所定の員数の代議員を派遣する。国際協会の大会についてもこれに準ずる。

2 代議員と補欠は、正会員中より会長が委嘱する。

(議事規則)

第32条 例会その他の会合における議事の運営は、合理的な一般慣行によるものとし、疑義を生じたときは、国際協会会則、およびライオンズクラブ会則(標準版)に準拠し、当該会合においてこれを決する。

2 クラブの解散・会員の除名および会則の改廃については、特別議決とする。

(年度)

第33条 本クラブの事業・会計年度は、7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

( 付 則 )

第34条 本会則による委任事項および会則執行のために必要な細則は、付則でこれを定める。

( 内 規 )

第35条 理事会は、会則および付則に基づく会務運営上必要があるときは、内規を定めることができる。

2 内規を制定・改廃したときは、会長は速やかにこれを周知せしめなければならない。

( 会則の改廃 )

第36条 本会則の改廃は例会において行なう。

( 施行日程 )

第37条 本会則は平成26年5月28日より改定、施行する。

## 付 則

第1条 本クラブの事務所は、鹿児島市に置く。

第2条 本クラブの例会の日時は、下記の通りとする。

例会日 第2・第4水曜日 19:00～

(平成21年10月28日第848回例会にて改定)

例会場 鹿児島城山ホテル鹿児島

第3条 入会金および会費は、下記の通りとする。

入会金 3万円 (平成16年11月10日第729回例会にて改定)

ただし会則第6条・第7条による入会の場合は、その半額とする。

(交代会員については、1万円とする)

公務員についても、入会金はその半額とする。

### 会 費

会費は、6月および12月に、年会費の2分の1ずつ先払いするものとし、幹事から文書をもって請求され、納入期限は、請求書発行の日から60日以内とする。

不在会員の会費は、食費・委員会費・特別会費を差引いた額とする。

優待会員・終身会員の食費については、理事会において決定する。

先払いした会費は、払戻ししない。

第4条 新会員の招請手続きは下記の通りとする。

- [1] 会員1名の連署した所定用紙による推薦届出
- [2] 会員委員会による調査・審議
- [3] 理事会における決議
- [4] 被招請者の氏名・経歴等の会員に対する公表
- [5] 例会における招請の決議

〔6〕 入会金納付その他手続きの履行

〔7〕 会長名による招請状の交付、入会式実施

第5条 役員選任の手続きは、下記の通りとする。

〔1〕 指名委員会

会長は、毎年2月に指名委員会を設置する。委員は、前、元会長および幹事をもってし、前会長が長となる。

指名委員会は次期役員の候補者を選考・指名し、これを会長に報告する。選挙例会までの間において、既に指名した候補者中に就任不可能の者を生じた場合には、直ちにこれに代わる者を選考・指名し、会長に報告しなければならない。

〔2〕 指名例会

毎年3月の第2例会を指名例会とし、その際、会長は指名委員会より報告のあった次期役員候補を公表する。

会員は、指名例会において、指名委員会の指名した以外の者を候補者として推薦することができる。

〔3〕 選挙例会

毎年4月の第1例会を選挙例会とし、予め指名または推薦のあった候補者中より次期役員を選挙する。ただし当該例会の決議をもって他の方法によることを妨げない。

〔4〕 当選した候補者で就任できない者を生じたときは、前3号にかかわらず、適宜の方法により、例会においてこれを選任するものとする。

第6条 役員が任期中に欠けた場合は次記の通り処理する。

〔1〕 会長が欠けたときは、第1副会長が会長となり、第2・第3副会長はそれぞれ第1・第2副会長となる。

〔2〕 第1または第2副会長が欠けたときは、前号に準じて補充する。

〔3〕 第3副会長その他上記以外の役員が欠けたときは、速やかに例会において後任者を選任しなければならない。この場合の手続きは、前条4項と同様とする。

第7条 理事の員数は**6名**とする。(平成20年5月14日第813回例会にて改定)

理事は、それぞれいずれかの委員会を担当する。

本クラブより、キャビネット構成員がある場合は、その会員は、理事扱いとする。

第8条 常置委員会および副会長による管掌の分担は、下記の通りとする。

(令和4年7月6日理事会にて改定)

(令和5年7月5日理事会にて改定)

① GMT 出席・会則 委員会

出席・会員・会則・レオ委員会 以上第1副会長管掌

② SC・FWT 財務・PR 委員会

財務・PR・社会福祉委員会 以上第2副会長管掌

③ GST 計画 委員会

公衆衛生・計画・レクリエーション委員会 以上第3副会長管掌

④ GLT・指導力 委員会

指導力・大会・国際 委員会

会長経験者、前幹事および会長・第一副会長・幹事をもって構成する。

第9条 会計監査委員は2名とし、原則として例会においてこれを選任する。

2 会計監査の任期は、7月1日より翌年6月30日までとする。

## 鹿児島城山ライオンズクラブ 内規

1 会員並びにその家族の慶弔に関する規定。

A. 祝 金

会員の慶事に関しては、下記の場合、記念品（20,000円相当）を贈呈する。  
終身会員を含む（令和3年4月28日理事会にて改正）

① 還暦・古希・喜寿・米寿・白寿

（年齢の確定日を12月31日とし、満年齢により60歳・69歳・76歳・  
87歳・98歳の年の翌年2月第一例会にて贈呈する）（平成29年4月12日  
理事会にて改定）

② 結婚

③ 特記すべき国家的榮譽の受賞

これ等の場合は、適当なクラブ例会日に祝杯を挙げ、祝品を贈呈する。

B. 出 産 祝

会員に出産の場合は、出産祝（10,000円）を贈る。

会員並びにその配偶者まで含む（令和3年4月28日理事会にて改正）

C. 弔 慰

会員および配偶者並びに会員直系尊卑族（会員の祖父母、父母、子で同居・別居を問わず）に不幸ありたる場合は、会長・幹事および関係会員が代表して弔問する。（平成29年4月12日理事会にて改定）

会 員 ① 30,000円（現金または相当品）

②新聞広告の掲載 H12改正

配偶者 10,000円（現金または相当品）

尊卑族 10,000円（現金または相当品）

D. 病気見舞

会員長期病気の場合（1ヶ月以上）見舞品（10,000円相当）を贈呈する。

E. 災害見舞

会員が火災、水害その他の災害を被りたるときは、その実情に応じて適当に見舞金または相当品を贈る。ただし最高額を10,000円とする。

F. その他については、理事会において決定する。



2. 旅費規定

- A. 会長・幹事・会計が、年次大会、三役スクール、リジョン会議、ゾーンミーティング等に出席する場合は、これに要する登録料並びに諸費を支給する。

旅費 航空機 (空路線のあるところ)

列車 (グリーン席・急行・特急・寝台を含む)

船舶 (特等)

宿泊費 1泊 8,000円

食事代1日 5,300円

(朝1,000円、昼1,300円、夜3,000円)

交通・通信費 2,000円

- B. 地区年次大会の費用負担は、参加人数を勘案して、その都度理事会で決定する。

- C. その他の臨時大会出席についてはその都度、実情に応じて理事会で決定する。

3. 未納会費の処理規定 (平成16年9月8日例会決議)

- A. 入会1年未満は、スポンサーの責任において負担する。

- B. 入会1年以降は、クラブ(全会員)の負担。

4. 本規定の改廃は、理事会において行い、出席者の過半数をもって決する。

5. 本規定は平成26年5月28日より改正・実施する。

6. 本規定は平成29年4月12日より改正・実施する。

7. 本規定は平成30年9月12日より改正・実施する。

8. 本規定は令和3年4月28日より改正・実施する。

9. 本規定は令和4年7月6日より改正・実施する。

10. 本規定は令和5年7月5日より改正・実施する。

ライオンズクラブ国際協会 337-D 地区鹿児島リジョン.1Z

鹿児島城山ライオンズクラブ事務局

〒890-0016 鹿児島市新照院町41-1

〈城山ホテル鹿児島5F 511号〉

TEL (099) 225-2551

FAX (099) 225-8463

Mail [office@kagoshimashiroyama-lc.com](mailto:office@kagoshimashiroyama-lc.com)